○愛知県公安委員会告示第十二号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年九月六日

愛知県公安委員会委員長　河合　満

一　特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日愛知県公安委員会告示第十二号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和五年九月七日まで

変更後

指定の期限　令和五年十二月七日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日三重県公安委員会告示第十二号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）

変更前

指定の期限　令和五年九月七日まで

変更後

指定の期限　令和五年十二月七日まで

○三重県公安委員会告示第二十八号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年九月六日

三重県公安委員会委員長　村田　典子

一　特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日三重県公安委員会告示第十二号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和五年九月七日まで

変更後

指定の期限　令和五年十二月七日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日三重県公安委員会告示第十二号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）

変更前

指定の期限　令和五年九月七日まで

変更後

指定の期限　令和五年十二月七日まで

○兵庫県公安委員会告示第二百四十七号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年九月六日

兵庫県公安委員会委員長　澤田　隆

一　特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日兵庫県公安委員会告示第三百十一号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和五年九月七日まで

変更後

指定の期限　令和五年十二月七日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日兵庫県公安委員会告示第三百十一号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）

変更前

指定の期限　令和五年九月七日まで

変更後

指定の期限　令和五年十二月七日まで

○岡山県公安委員会告示第百十九号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年九月六日

岡山県公安委員会委員長　三村由香里

一　特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日岡山県公安委員会告示第百七十二号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和五年九月七日まで

変更後

指定の期限　令和五年十二月七日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日岡山県公安委員会告示第百七十二号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）

変更前

指定の期限　令和五年九月七日まで

変更後

指定の期限　令和五年十二月七日まで

人事異動

内閣

○外務大臣臨時代理

国務大臣　　松野　博一

外務大臣林芳正海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する

○経済産業大臣臨時代理

同　　後藤　茂之

経済産業大臣西村康稔海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣に指定する

同　　後藤　茂之

内閣府特命担当大臣西村康稔海外出張不在中内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）事務代理を命ずる（以上九月三日）

公正取引委員会

（官房人事課長補佐（総括担当））

内閣府事務官　　武田　雅弘

審査局審査長（第一審査長）のもとの上席審査専門官に昇任させる（九月一日）

国家公安委員会

（警察庁長官官房付）警視長　　山浦　親一

愛媛県警察本部長を命ずる（九月一日）

法務省

（名古屋高等検察庁金沢支部長）

検事　　神田　浩行

（名古屋地方検察庁検事）同　　勝俣安登武

辞職を承認する（各通）（八月三十一日）

飯笹佐代子　　井上　一明　　立山　良司

難民審査参与員に任命する（各通）（九月一日）

農林水産省

（国土交通省北海道開発局農業水産部農業設計課長）国土交通技官　　山本　恵太

農林水産技官（農村振興局農村政策部地域振興課長）に昇任させる

（農村振興局農村政策部地域振興課長）農林水産技官　　冨田　晋司

農村振興局整備部付に転任させる（以上九月一日）

官庁報告

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

京都労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、京都府最低賃金（平成２年京都労働基準局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和５年９月６日　　京都労働局長　赤松　俊彦

第４号中「１時間968円」を「１時間1,008円」に改める。

島根労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、島根県最低賃金（昭和55年島根労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和５年９月６日　　島根労働局長　宮口　真一

第４号中「１時間957円」を「１時間904円」に改める。

愛媛労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、愛媛県最低賃金（昭和55年愛媛労働基準局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和５年９月６日　　愛媛労働局長　小宮山弘樹

第４号中「１時間853円」を「１時間897円」に改める。